Ⅲ　工事契約

1．概要

流域下水道事業に関する契約事務は、下水道課及び流域下水道事務所において行われている。工事契約の形態区分は次のとおりである。

契約区分	設計金額の基準
一般競争入札	土木　5億円以上 機械・電気設備　7億円以上
指名競争入札	土木　5億円未満 機械・電気設備　7億円未満
随意契約	地方自治法施行令第167条の2の要件に該当する場合

設計金額50百万円未満の工事契約については奈良県契約規則第26条第1項第4号により、流域下水道事務所へ契約事務を委任している。

一般競争入札、指名競争入札、随意契約の区分は、奈良県土木部監理課からの通知書に従っている。

一般競争入札は、上記の基準の契約において、ある一定の資格を有する業者が資格審査を経て、指名の手続きを経ずに入札に参加する方法である。

指名競争入札は、あらかじめ競争入札有資格者名簿に登録している業者のうち、当該工事の種別及び設計金額基準に該当する有資格者の中から、当該工事の入札に参加するものとして奈良県の指名した業者が参加して競争入札を行うものである。このうち中小建設業者受注機会の確保対策のため、土木1億円以上の契約について現在は試行的に公募型指名競争入札を実施している。これは入札応募条件を公示し、応募した業者の中から指名業者を決定し、入札手続が行われる方法である。

工事業者については、工事の種別及び予定金額ごとに「奈良県土木部建設工事請負業者資格審査要領」に従ってランク分けをしている。そして、各工事の指名業者として、ランク内の一定数の業者を「奈良県土木部建設工事請負業者選定審査会」または「奈良県土木部土木事務所建設工事請負業者選定審査会」において選定している。その選定方法は、「奈良県土木部建設工事請負業者選定要領」第12条により、①信用度、②工事成績、③技術者の構成状況、④工事経歴、⑤手持工事状況、⑥地理的条件に留意して行われることとされている。

平成13年度に契約した工事契約及び平成12年度以前に締結し平成13年度末に施工中である工事契約について、契約件数をまとめると次のとおりである。

契約年度等	契約区分	件数
平成13年度契約工事	一般競争入札	1
	指名競争入札	43
	随意契約	5
	計	49
平成12年度以前に締結 平成13年度施工中工事	一般競争入札	13
	指名競争入札	9
	計	22
合計		71
（上記のうち契約金額1億円以上のもの）		(38)

2．実施した監査手続

平成13年度の契約及び平成12年度以前に契約が締結されたが平成13年度に施工中である工事契約のうち、契約金額1億円以上のもの38件について、次のとおりの手続きを行った。

① 入札制度の概要を把握するため、契約制度の概要を担当者から説明を受けるとともに、奈良県の契約に関する規則等（奈良県契約規則等）を閲覧した。

② 契約事務の適正性と契約内容の妥当性を確認するため、金額的に重要な契約を任意に抽出し、建設工事請負契約書等関連書類を閲覧した。一般競争入札・指名競争入札についてはその事務手続きを調査し、関連規則等に合致しているか検討した。

③ 施工開始後、工期を延長している契約については妥当な理由に拠っているかを確かめるため、その事務手続きの流れを調査し、任意に抽出した契約についてその変更理由の妥当性を検討した。

3．監査の結果

（1）契約形態の適正性

抽出した工事契約38件について、奈良県土木部監理課からの通知書に従い、一般競争入札、公募型指名競争入札、指名競争入札の契約区分を採用していることを確認できた。

（2）契約書類の整備状況

一般競争入札による契約1件と工期が監査時点で終了し契約価額が最多額の指名競争入札工事について、契約に関する一連の証憑を閲覧したが、問題とする事項は認められなかった。

（3）工期延長理由の妥当性

施工開始後、工期を延長している契約のうち、任意に工事契約を抽出し、工期延長の理由を調査したが、問題とする事項は認められなかった。

Ⅳ　工事設計等の委託契約

1．概要

（1）委託契約の内容及び規模

流域下水道関連事業における主な工事契約は幹線管渠工事や処理場内の設備工事であり、これらの工事を開始する前に工事のための調査・測量・基本設計・実施設計等が行われる。工事設計等の多くは外部専門業者に委託されている。

委託契約の歳出科目は「流域下水道建設費・委託料」で、最近2年間の支出額は次のとおりである。

区　分	平成12年度		平成13年度	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
(A)前年度からの繰越分	3	87,935	6	38,215
(B)当年度契約分	44	276,064	58	492,421
(C)次年度繰越分	6	38,215	9	103,080
当年度執行分　(A)＋(B)－(C)	41	325,784	55	427,555

（2）契約事務の執行方法

委託契約事務は、奈良県契約規則第26条第4項に基づき10,000千円以上の契約については下水道課において執行され、10,000千円未満の契約については流域下水道事務所で執行されている。

委託業者の選定方法としては、業務に関する個別専門性が要求されることから、一般競争入札には適さないとして指名競争入札を基本としている。指名業者は、下水道課（または流域下水道事務所）が県への登録業者の中から委託予定業務及び類似業務の実績等を考慮し候補者を選定、業者選定審査会の審査に付し決定している。また、随意契約で実施しているものも数件ある。

2．実施した監査手続

平成13年度委託料一覧表を入手し、

① 指名競争入札のものについては数件を抽出し、入札手続、契約及び支出等の一連の書類を閲覧して事務手続が適正に実施されているかを調査した。

② 随意契約のものについては、随意契約とする理由を調査した。

③ 契約後の支払事務、前払金の事務処理、特に契約履行保証及び前払金保証の手続きが適正に実施されているかについて調査した。

④ 契約期間を変更している件数が多く見受けられたので、その変更理由が妥当かを調査した。

3．監査の結果

（1）設計等の委託業務については、土木設計業務等委託契約書において委託業者に履行保証手続きを求めている。当該手続きについては適正に実施されていた。

また、当該契約書において、委託業者に前払金を支払った場合には保証事業会社と前払保証契約を締結し保証証書を奈良県に寄託することを求めている。この手続きも適正に実施されていた。

なお、契約期間の変更がなされた場合は、当該契約書において、県に代わって業者が保証事業会社への保証契約期間変更手続きを行うこととされている。前払保証契約上も県に代わって業者が工期変更を通知することができるため、業者と保証事業会社との間で工期変更手続きが実施されている。

下水道課では、業者から保証事業会社へ工期変更の通知を行ったか否かの確認は行っていない。保証のより一層の安全性・実効性を考えると、下水道課において保証事業会社に対し工期変更手続きがとられたか否かを確認することが望ましいが、現在のところ実質的な問題はない。

（2）委託契約の契約期間の変更については、次のような問題点がある。

次表の2契約については、当初の契約期間が2カ月未満であり、変更後契約期間を見ると当初の契約期間内での契約履行は困難であったと考えられる。

番号	委託No.	委託名称	委託内容の種類	契約金額（千円）	当初契約期間 / 変更後契約期間	当初日数 / 変更後日数	延長日数
1	委第30号	浄化センター場内実施設計委託	実施設計	5,008	H14.2.18～H14.3.25	36	158
					H14.2.18～H14.8.30	194	
(変更理由)		図面の入手が遅れた。測量図面と処理場施設に基づく現地調査及び確認、既存資料の整理及び分析に多大の時間を要する。					
2	委第25号	浄化センター7系水処理施設増設実施設計委託	実施設計(詳細設計)	42,000	H14.3.7～H14.3.25	19	312
					H14.3.7～H15.1.31	331	
(変更理由)		並行して検討が行われている汚泥処理施設増設基本計画における施設配置等との計画調整に予想外の日数を要した。					

番号1の契約は、当初期間が36日間であるからして延長期間もそれ以内であるものと思われるが158日間の期間延長をしている。多大の時間を要するのであれば、当初よりそれなりの期間を設定できないものかとの疑問が残る。

番号2の契約は、「他の計画との調整に予想外の日数を要した」ことを理由としている。当初業者から提出された「業務工程表」によると、「(1)基本条件の設定」から「(6)審査・まとめ」までのすべてを19日間で実施するとなっている。変更工程表では、「(1)の基本条件の設定」ですら5月までとなっており当初期間の設定に無理があるのではないかと推測される。

このような短期間契約を行う理由を求めたところ、「流域下水道事業は毎年3月末を年度末とする単年度会計である。設計業務等委託契約は一部を除き国の補助事業であるが、国では委託契約について複数年度契約を認めていないため、契約工期は契約した会計年度末（3月末）を越えることができない。業務を早期に着手するためには、国の補助申請・交付決定を次年度まで待たず、年度末近くでも単年度で契約を行わざるを得ないためである。」とのことであった。

しかし、これらの契約の入札に参加する業者は、短期間の工期設定に対して参加を躊躇する場合があるため、入札の公平性・透明性を損なう恐れがある。つまり、短期集中業務は人員を集中的に投入する必要があり費用が高くつくと考える業者もあり、業者の入札価格積算に影響を及ぼす可能性があるため、場合によっては、入札参加自体を躊躇する業者もあり得るからである。

実際、平成13年度及び平成12年度の10月以降下半期に契約した5,000千円以上の契約について期間変更の有無を調査したところ、平成13年度の契約は20件中9件、平成12年度は、契約件数9件中4件といずれも約半数が次年度に繰り越されている。期間変更・次年度繰越しているものの大部分が基本設計や実施設計等の設計業務で、延長期間は最短158日（1件）で、最長365日（4件）と長い。

このような無理な契約期間を設定するべきではなく入札の公平性及び透明性を高めるため、無理に年度末ぎりぎりの契約とはすべきでないが、年度末に近い契約も現行制度等諸事情によりやむを得ない場合もあるようなので、可能な限り、適切な工期を持った契約、または次年度の契約とする必要がある。

V　下水道公社における事務の執行

1．概要

（1）下水道公社の事業及び決算の概要

流域下水道の維持管理業務を一元的に効率的に管理運営する目的で平成4年度に下水道公社が設立され、設立以降、当該公社が奈良県の浄化センターを始めとする流域下水道の維持管理運営を行っている。

下水道公社の平成11年度から平成13年度までの直近3年間の収支計算書及び貸借対照表について、下水道公社の業務報告書よりまとめると次表のとおりである。なお、次表は、下水道公社の一般会計と特別会計の合計表である。

①　収支計算書比較表　（単位：千円）

科目	平成11年度	平成12年度	平成13年度
I 収入の部			
基本財産運用収入	109	80	28
補助金収入	417,441	425,122	414,344
事業受託収入	9,723	0	0
維持管理受託収入	2,801,860	2,864,249	2,813,968
排水設備工事責任技術者試験講習等手数料収入	6,216	6,308	4,494
雑収入	1,970	1,954	1,618
当期収入合計（A）	3,237,320	3,297,716	3,234,454
前期繰越収支差額	23,767	24,944	27,205
収入合計（B）	3,261,088	3,322,661	3,261,659
II 支出の部			
普及啓発事業費	2,452	2,141	2,812
研修事業費	666	166	195

建設工事受託事業費	9,723	0	101,075
管理費	110,201	114,586	101,075
維持管理受託事業費	3,091,964	3,160,845	3,109,624
排水設備工事責任技術者試験講習等事業費	3,999	3,492	4,030
固定資産取得支出	17,136	14,222	18,000
当期支出合計（C）	3,236,143	3,295,455	3,235,738
当期収支差額（A）－（C）	1,177	2,260	△1,284
次期繰越収支差額（B）－（C）	24,944	27,205	25,920

収入の主な内容は、奈良県からの維持管理受託収入と補助金であり、支出の主な内容は、維持管理受託事業費である。3年間のこれら主要科目の収支額に大幅な変動は生じていない。

② 貸借対照表比較表　（単位：千円）

科目	平成11年度	平成12年度	平成13年度
Ⅰ資産の部			
現金預金	1,012,923	1,068,131	1,074,670
未収入金	13,346	25,684	21,966
立替金	3	4	7
基本財産	40,000	40,000	40,000
その他の固定資産	47,563	49,987	57,713
資産合計	1,113,837	1,183,807	1,194,358
Ⅱ負債の部			
未払金	621,155	625,828	576,199
預り金	380,173	440,786	494,524
退職給与引当金	434	434	434
負債合計	1,001,762	1,067,048	1,071,157
Ⅲ正味財産の部			
正味財産	112,074	116,758	123,200
負債及び正味財産合計	1,113,837	1,183,807	1,194,358

貸借対照表の資産としては、現金預金の残高が約10億円と多額に残っている。これは、「未払金の支払いが翌年度4月になること」と、「奈良県からの受託事業の精算が翌年度5月であるために返還すべき金額が預り金として年度末に残ること」によるものである。

（2）維持管理受託事業費の概要

維持管理受託事業については特別会計において、県からの管理運営費補助金と維持管理受託収入（一部菟田野町からの受託収入あり）をもとに行っており、事業年度ごとに未使用の金額については精算している。

維持管理受託事業費は物件費と人件費に分けられるが、物件費は維持管理受託収入を財源とし、人件費は管理運営補助金を財源とする。

平成13年度の維持管理事業費の内訳は次の通りである。

物件費のうち最も多額なものが委託費（1,668,139千円）であるが、これは下水道公社からさらに外部に委託しているものであり、主なものは下水処理業務委託や汚泥の運搬委託に関するものである。

光熱水費（647,265千円）については、ほとんどが電力料である。

この他、水質浄化のための薬品購入費（176,150千円）や各下水道処理施設の修繕費（142,403千円）が計上されている。

また、人件費として320,269千円計上されているが、これは県から出向している者や嘱託、日々雇用者に対するものである。

維持管理受託事業費内訳（単位：千円）

物件費	共済費	14
	賃金	1,184
	旅費交通費	5,259
	食糧費	167
	消耗品費	92,482
	薬品購入費	176,150
	印刷製本費	1,313
	光熱水費	647,265
	燃料費	13,029
	修繕費	142,403
	役務費	6,766
	委託費	1,668,139
	使用料賃借料	2,826
	工事請負費	29,991
	原材料費	1,955
	備品費	16,630
	負担金支出	861
	公課費	525
	小計	2,806,968
	資産計上分	17,613
	差引	2,789,354
人件費		320,269
	合計	3,109,624

2．実施した監査手続

下水道公社による流域下水道の維持管理運営の状況を同公社に直接往査して確認した。

（1）維持管理事業費については、その計上の妥当性を確かめるため、平成13年度の決算数値について次の手続を実施した。

① 「平成13年度業務報告書の収支計算書」の金額と「平成13年度維持管理受託事業費の物件費内訳（形態別明細）」の金額とを突合した。

② 物件費内訳のうち、残高が1億円以上の科目につき、下水道公社の会計システムからアウトプットされた補助元帳の金額と一致しているかを調査した。

③ 物件費の相手先別明細書を入手し、金額が多額な相手先について無作為に抽出し、請求書等の証憑と突合した。